

平成二十一年四月二十四日受領
答弁第三一〇号

内閣衆質一七一第三一〇号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問に対する答弁書

一の1及び二の1について

今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している海上自衛隊の部隊に関する取材については、防衛記者会の幹事社（以下「幹事社」という。）から防衛省に対し、現地での護衛艦への乗艦取材等の便宜が図られるよう要望が出されていたところである。

一の2、3、5及び7並びに二の2から4までについて

防衛省としては、宿泊を伴う乗艦取材については、今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している護衛艦には、乗員以外の者を宿泊させるための十分な区画は無い旨、幹事社に対し回答したところであるが、一時的な乗艦取材については、取材の方法や海上の護衛艦に乗艦する方法などについて、防衛記者会の要望を踏まえ、便宜が図れるよう幹事社との間で調整しているところである。

一の4について

お尋ねの「乗員枠」については、そのような概念がないためお答えすることが困難であるが、今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している護衛艦「さざなみ」及び「さみだれ」には、それぞれ約二百人が乗艦

している。

一の6について

これまで海外に派遣された自衛艦については、御指摘の「宿泊施設の不足」を理由として乗艦取材を拒否したというような記録が残されておらず、そのようなことはなかったものと承知している。

三の1及び2について

防衛省においては、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に係る具体的な自衛隊の活動状況等について、防衛省ホームページで適宜公表するなどしており、引き続き十分な情報提供に努めてまいりたい。また、御指摘の「乗艦取材は認めない、または不必要という考え」は有していない。

三の3及び4について

御指摘のような仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。また、国民への情報提供については、個別の状況に応じて、適切に対応してまいりたい。